

## 令和4年度第2回 大阪府成年後見制度利用促進研究会

令和5年3月16日  
大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課



©2014 大阪府もずやん

### 本日の流れ

1. 前回研究会（9/26）の主なご意見
2. 担い手の育成方針とは
3. 担い手の育成方針（大阪府案）
4. 意見交換

## 1. 前回研究会（9/26）の主なご意見

### 担い手育成のために府が求められる取組に関するご意見

#### ○担い手（市民後見人・法人後見実施機関）の育成について

- ・今ある資源の活用を考えていく必要がある。
- ・市民後見人の取組は、成年後見制度の可能性を上げたと感じる。
- ・制度を身近にするためにも、府から「良い例」をたくさん市町村に提供してほしい。

### その他のご意見

#### ○市町村の体制整備について

- ・先行している市民後見人養成の体制整備を参考に、市町村支援の提案方法を検討すべき。
- ・中核機関未整備の市町村は、困ることはないのか。
- ・ご本人に制度の理解やメリットを伝える工夫が必要。

#### ○後見人支援（チーム支援）の必要性について

- ・親族後見人が自然とチームメンバーになれるようなモデルケース等の検討。

次回研究会  
都道府県による  
取組方針  
で検討予定

1

## 2. 担い手の育成方針とは

令和4年3月28日厚生労働省事務連絡

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIの考え方について（周知）」より

（内容）市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手（市民後見人・法人後見実施団体）育成に取り組んでいくかを示す。

（分量）A4用紙1～2枚程度で、わかりやすく端的に示すことが重要

（時期）令和6年度末までに策定

	KPI① 1/1000未満の未実施の自治体	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任意後見制度の利便促進 - 周知・広報	全1,741市町村 - 全ての自治体、 - 地方法務局 - 全ての公証役場	国・自治体・地方自治体、法務局等が連携して「リーガル・サポート」による周知の徹底				自治体等による周知の徹底
- 適切な運用の確保に関する取組	—	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する				
担い手の確保・育成等の推進	—	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する	自治体等が連携して、必要に応じて自治体間の連携を強化する
- 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	- 全47都道府県	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定				
- 都道府県に上付せぬ担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成情報の実施	- 全47都道府県	都道府県に上付せぬ担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成情報の実施				

2

### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

大阪府成年後見制度に関する担い手（市民後見人・法人後見実施機関）の育成方針案

大阪府案は資料2のとおり。

案の作成に当たっては、厚生労働省作成の担い手育成方針案を参考とした。

（参考資料1 担い手育成方針案（厚生労働省作成 研修資料））

次頁より、案文とその補足説明を記載している。

#### 大阪府案 目次

1. 目的
2. 市民後見人
  - (1) 事業実施状況による分類の設定
  - (2) 市民後見人の養成
  - (3) 市民後見人の活躍支援
3. 法人後見実施機関
  - (1) 法人後見実施機関の育成
  - (2) 法人後見実施機関の交流支援
4. その他

3

### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

#### 1. 目的

府は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期基本計画」という。）に基づき、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、府内全市町村で整備できるよう、市町村や関係機関等と協働し、後見事務等の担い手の育成を推進する。

（補足説明）

- ・「関係機関等」とは、市町村社協、専門職団体、家庭裁判所等を指す。

4

### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

#### 2. 市民後見人

（1）事業実施状況による分類の設定  
府内23市町が市民後見人の養成・支援事業を行っていることから、事業実施状況による分類を設定する。

（補足説明）

- ・第4期大阪府地域福祉支援計画（H31～R5年度）では、府域のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、全市町村における成年後見制度の担い手確保を目標としている。
- ・大阪府内ではH18年度の大阪市による養成事業開始以降、現在は半数を超える23市町が市民後見人の養成を行っている。
- ・養成を行っている23市町においても、受任が進んでいる市町と進んでいない市町がある。

5

### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

#### 2. 市民後見人

##### （1）事業実施状況による分類の設定

分類 1	市民後見人の養成・支援事業に取り組み、受任実績のある市町村
	市町村により担い手の育成・支援がすでになされている 今後は各市町村の協議会等において、その推進を図ることが期待される
分類 2	市民後見人の養成・支援事業に取り組んでいるが、受任実績がない市町村
	担い手の育成・支援に着手し、検討を進めている 今後は関係機関等との協働により、その拡充が望まれる
分類 3	市民後見人の養成・支援事業を行っていない市町村
	担い手の育成・支援について、市町村としての検討から始める 今後は府の支援を受けつつ、育成の取組を検討する必要がある

（補足説明）

- ・分類1は15市、分類2は8市町、分類3は20市町村（R5年2月時点）
- ・分類1・2の「受任実績」は、過去5年間（H30～R4年度）の受任実績を指す。

6

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況 (市民後見人)

- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という観点も重視し、市民後見人の育成・活躍支援を推進する。
- 大阪府では府内同一理念、基準、手法によるオール大阪体制により、市民後見人の養成及びその活動を支える取り組みを行っている。

##### 大阪府における市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、**市民としての特性を活かした後見活動**を地域における**第三者後見人の立場**で展開する権利保護の担い手のこと。

【引用】 大阪府立大学大学院教授 新藤博之氏「『市民後見人』とはなにかー権利保護と地域福祉の新たな担い手」  
 (『社会福祉研究』第22号、社会福祉学会、2022年)

##### 市民後見人が受任するにふさわしいケース

###### 【必須要件】

- ① 登記した住所や権利保護、親族等の争争がない。
- ② 現在の居所（近いうち半転居が決まっている場合はその予定地）が大阪府内の民後見人養成活動実施実施市町村である。
- ③ 本人に自傷や他害の行為がない。
- ④ 年費貯金が1,200万円未満である。
- ⑤ 多岐にわたる形でコミュニケーションを図ることができると見られる。

###### 【受任上の問題の有無】(個別判断)

- 不動産の処分、相続、遺産分割や債権整理などの対応を要するが、
- 後見事務費（交通費・通信費・事務費等）を月々の収支から弁済できるが、（月3,000円以内）

【注】 市民後見人の概要 (大阪府社会福祉協議会)

【注】 後見活動の概要 (大阪府社会福祉協議会)

### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況 (市民後見人)

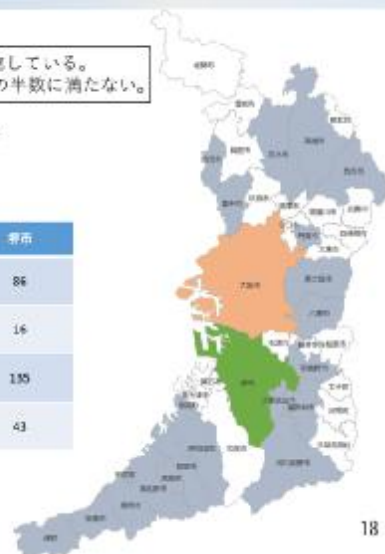
- 23市町（53.5%）が市民後見人の養成研修を実施している。
- 市民後見人としての活動者数は、バンク登録者の半数に満たない。

【参考】 R3年度は、全国で375自治体（21.5%）が養成研修を実施  
 令和3年度全国成年後見人制度に関する取組状況調査  
 (厚生労働省高齢社会政策課)

##### 市民後見人の養成状況 (R4.4.1時点)

	大阪府域	大阪市	堺市
市民後見人バンク登録者数	228	272	86
養成研修	43	109	16
市民後見人バンク登録者数(累計)	412	550	135
受任件数(累計)	101	261 (受任人数299)	43

※ 〇 区単位は、区内の社会福祉協議会へ事業委託（R3年度実施）、R4年度は、区社会福祉協議会へ事業委託（R3年度）、その他大阪府域は、大阪府社会福祉協議会へ事業委託（R3年度）し、養成実施事業を行っている。  
 ※ 各自治体の資料を大阪府地域福祉課にて加工



### 3. 大阪府域の現状

#### (4) 担い手の状況 (市民後見人)

- 市民後見人養成を行っていない理由は、市町村の体制整備に関するものが多い。
- 大阪府による周知広報、他市好事例の共有等が求められている。

市民後見人の養成・活躍支援への考え方調査 (大阪府地域福祉課においてR4年度調査実施)  
 ※大阪府内の市民後見人養成事業未実施市町村 (20自治体) を対象に調査実施 (R4.6.7)

##### I. 市民後見人の養成を奨励する予定

R5年度から実施予定	1自治体	未定	19自治体
------------	------	----	-------

##### II. 市民後見人の養成を行っていない理由 (複数回答可)

担当課の人員不足	6自治体	管内課外など機種の担当しが必要	4自治体
担当課の予算不足	2自治体	担当課がない	2自治体
大阪府の市民後見人条例への発意がある	1自治体		
市民後見人の必要性を感じない	5自治体		
検討したことがない	2自治体		
その他	4自治体		

体制整備に関するもの  
10自治体

- ・ 預け事不足ではない
- ・ 改正後見制度の利点がない、補償がない
- ・ 国が、分野における担い手の確保が難しい
- ・ 市民後見人に関する情報がない
- ・ 他の業務で忙しすぎるため
- ・ 市民後見人の有効性やあり方について検討中
- ・ 市の予算が充てられていない
- ・ 費用対効果が不明

##### III. 大阪府、大阪府社会福祉協議会に期待する支援

- 周知広報 (市民後見人の取組は市民に浸透していないため、大阪府による周知が必要)
- 他市の事例共有 (他市において市民後見人が担い手の担い手として活躍している事例、市のレポート等)
- 事例手続きの明確化 (担当課の手続き、具体的な支援の進め方、説明会の実施)
- あり方の検討 (業務内容も可能なとする仕組みづくり)

### 3. 担い手の育成方針 (大阪府案)

#### 2. 市民後見人

##### (2) 市民後見人の養成

###### 分類1、分類2

これまでどおり、市町村が主体となり、市民後見人の養成に取り組む。

###### 分類3

府は、市民後見人が地域に与える効果の周知を図る等、積極的な支援を行う。

##### (補足説明)

- ・ 分類1、2は、これまでどおり、各市町村から、大阪市・堺市・大阪府の各社会福祉協議会への委託により養成を行う。
- ・ 分類3が市民後見人の養成・支援事業に取り組むよう、府は関係機関と協働して以下のような働きかけを行う。
  - (1) 国、各社協が作成した動画等の周知
  - (2) 市民後見人養成・支援事業実施市町村との勉強会
  - (3) 市町村を訪問し、養成・支援事業の説明やヒアリングの実施
  - (4) その他

意見交換①  
府としてどのような働きかけが必要か。

### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

#### 2. 市民後見人

##### (3) 市民後見人の活躍支援

###### 分類1

市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組みつつ、バンク登録者の活躍の場の仕組みづくりを主体的に行う。

府は、市町村における活躍支援状況等の情報提供を行う。

###### 分類2

市町村は、府や関係機関等と協働し、受任の促進による市民後見人としての活躍支援に取り組む。

11

##### (補足説明)

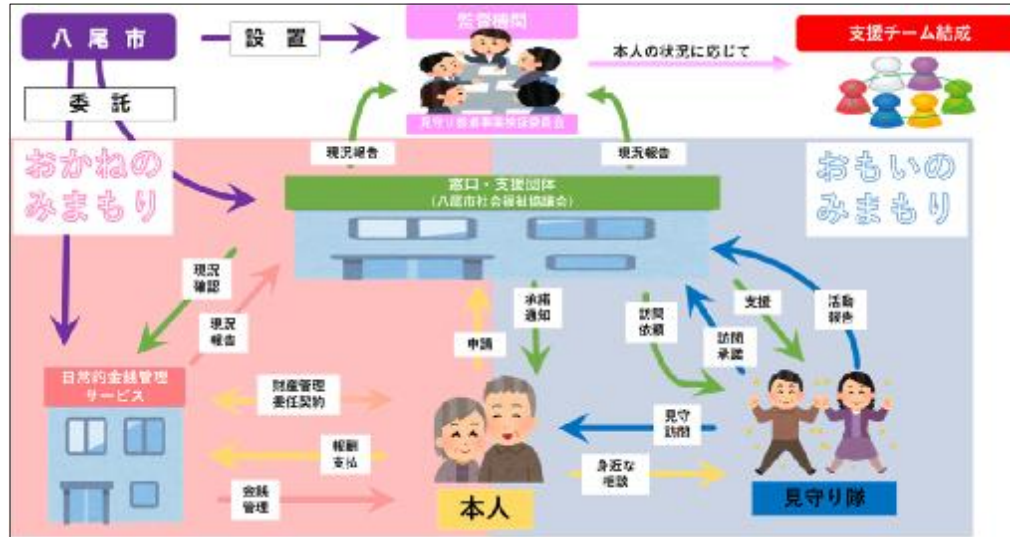
- ・分類1では、各市町村の協議会や関係機関等との協働により、リレー方式（柔軟な交代）や親族申立ての支援等、市町村長申立以外の方式による受任促進を図る。  
リレー方式・・専門職がまず受任し、専門的課題を解決した時点で市民後見人に交代する
- ・これまでの大阪府域の受任調整会議における市民後見人相当事案の内、市町村長申立は約86%（大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室調べ）
- ・市民後見人としての活躍を基本としつつ、その他の権利擁護の担い手としての活躍の場は各市町村が協議会において、地域の状況に合わせて検討を行う。
- ・全国での活躍支援状況について、府は情報収集に努め、勉強会等での情報共有を行う。
- ・分類2では、受任実績がないことから、各市町村の協議会や関係機関等との協働により、市民後見人としての受任促進を図ることに注力する。

##### 第二期基本計画における市民後見人の「活躍支援」とは

地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援

12

(参考) 八尾市見守り推進事業(仮) (モデル事業)



13

3. 担い手の育成方針 (大阪府案)

3. 法人後見実施機関

(1) 法人後見実施機関の育成

府は、大阪府法人後見支援事業(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての法人後見の支援)を実施する。

府は、市町村と協働し、市町村社会福祉協議会に対し、法人後見実施の働きかけを行う。

(補足説明)

・法人後見実施のための研修を行っている市町村は、令和3年度1市のみ(※)であり、全圏域において法人後見実施機関の育成は不足している。

(※ 成年後見制度法人後見支援事業(地域生活支援事業)の実施件数)

・大阪府法人後見支援事業では、現在1法人が1件受任し活動している。

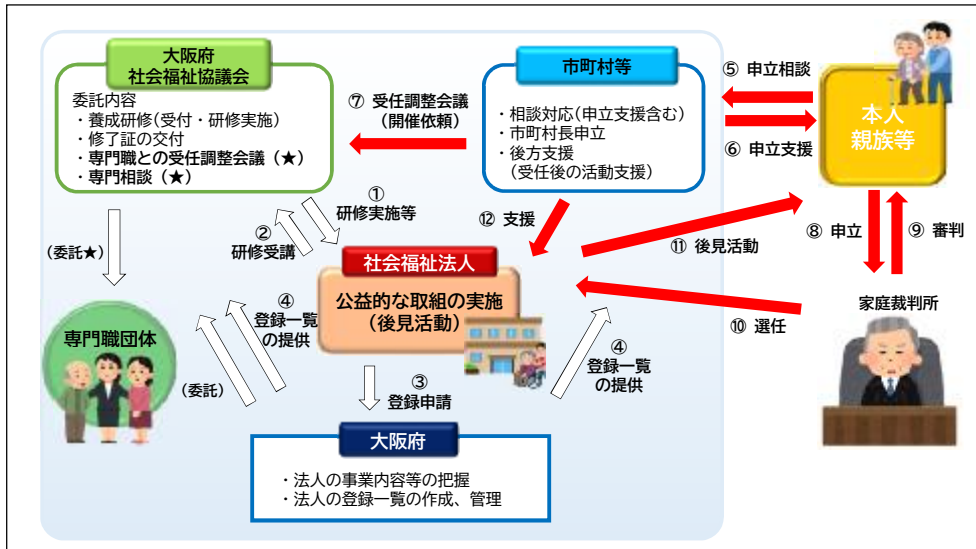
・府内7市社協が法人後見を実施している。

意見交換②  
社会福祉協議会が法人後見を実施するにあたり、どのような働きかけが必要か。

14



(参考) 大阪府法人後見支援事業 スキーム図



### 3. 担い手の育成方針（大阪府案）

#### 3. 法人後見実施機関

##### (2) 法人後見実施機関の交流支援

府は、法人後見実施機関の情報共有等を目的とした連絡会を開催する。

(補足説明)

- ・法人後見実施機関のリストは、府では把握していないため、家庭裁判所や関係機関との協働が求められる。

意見交換③  
家庭裁判所や専門職団体・当事者団体として、  
どのような協働が可能か。

## 今後の予定

### 令和5年度

令和5年7月頃 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会  
・都道府県による取組方針について

以降、随時開催